

## 生活場面Ⅱ「学ぶ」の主な論点について

生活場面Ⅱ「学ぶ」は、障がいや発達遅れの早期発見から早期療育のステージをはじめ、幼児期から高等教育、就労等に至るまでの教育のステージ、更には地域での教育における大阪府の取り組みを記載している。

それぞれのパートに属する大阪府の施策・事業の進捗状況については、**資料1**に整理のとおりとなっているが、これらの取り組みの状況や、これまでの大阪府における審議会等での審議状況等を踏まえ、事務局としては、以下の3つの論点について、課題や取り組みの方向性を整理し、意見具申に盛り込むことが必要と考える。

そのため、本計画第2章に記載の、社会を構成する多様な主体の一員として大阪府が担うべき役割の整理を念頭に置きつつ、各論点について、さらに課題を掘り下げるとともに、大阪府が取り組むべき方向性について、意見をいただきたい。

### <検討すべき論点>

- ① 発達障がい児者支援の充実について
- ② 放課後等デイサービスの支援の質の向上等について
- ③ 支援学校の就労支援の充実について

### 【参考：計画第2章に記載の「(5)大阪府の責務】

大阪府は、広域的、専門的な観点から、

市町村と連携し、障がい者が、いつでも、どこでも必要なサービスを利用し、自立した生活を送り、社会参加できるよう、障がい者施策に取り組みます。このため、①人材の量的・質的な確保や②ノウハウの提供、③市町村などに対する必要な情報提供や助言・援助等の支援を行います。また、市町村ごとにサービス水準の格差が生じないように、④基盤整備に向けた課題の研究や、課題解決に向けた支援を行うとともに、単独の市町村では取り組みにくい分野について、基盤整備に向けて⑤市町村間の調整を図っていきます。

これまでの先駆的な事業によって蓄積してきた知識・技術を生かし、さらに発展させるという気概を持って必要な施策を推進します。厳しい財政事情や経済状況の中にあっても、必要な予算を確保しつつ、予算を伴わない取組みなど創意工夫を凝らしながら、⑥施策立案モデルとして府内市町村に提案できるよう取組みを進めていきます。

また、制度の運用実態や障がい者等の意見の把握に努め、制度の見直しや改善が必要な課題に関する⑦国への積極的な提言も、大阪府の重要な役割です。

## 論点①：発達障がい児者支援の充実について

### 【現状】

平成24年3月に策定した「第4次大阪府障がい者計画」において、「施策の谷間」とされてきた発達障がい児者支援について、その充実を図るため、平成25年度に「大阪府発達障がい児者支援プラン」を策定するほか、知事重点事業として「大阪府発達障がい児者総合支援事業」を創設し、福祉分野に限らず、教育、雇用に関する事業を含め計画的かつ総合的に事業を推進してきたところである。

総合支援事業では、乳幼児健診体制の整備や発達障がい児者支援に関わる人材の育成、事業所への機関支援等の地域支援体制の整備、家族への支援を実施するとともに、発達障がい児者にとって、より身近な市町村において、これらの事業が展開されるよう、その取り組みを支援してきた。

今後とも、大阪府、市町村との役割分担のもと、発達障がい児者に対する重層的な支援体制の構築を推進する必要がある。

表1：大阪府発達障がい児者総合支援事業の実施状況（主な事業）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
乳幼児健診問診票の改訂 （市町村数）	1歳6ヶ月児：20 3歳児：20	1歳6ヶ月児：12 3歳児：14	1歳6ヶ月児：4 3歳児：4
医師・保健師・幼稚園教諭等研修 （受講者数）	207	209	210
障がい児通所支援・相談支援事業 所等への機関支援（事業所数）	70	86	61
ペアレント・トレーニングの実施 （市町村数）	5	8	9

### 【課題の整理】

- 市町村において、発達障がいの早期発見・早期発達支援の取り組みが進むよう、乳幼児健診体制整備の推進に向けた支援が必要。
- 発達障がいの診断等が可能な小児科医師や精神科医師等の養成及び発達障がいの診断等にかかる協力医療機関の充実が必要。
- 発達障がい児者が身近な地域において、専門的な療育や相談支援、就労支援等を受けられることができるよう、地域支援体制の整備を図ることが必要。
- 発達障がい児者にとって、最も身近な存在である家族に対する支援の充実が必要
- 発達障がい児者が地域において安心して暮らすことができるよう、発達障がいに関する府民の理解促進を図るための取り組みが必要。

## 論点②：放課後等デイサービスの支援の質の向上等について

### 【現状】

放課後等デイサービスは平成24年4月に児童福祉法に位置づけられた新たな支援であるが、大阪府所管指定件数は、平成28年4月で既に450を超える状況となっており、この3年間で約3倍以上の伸びを示している。

平成27年4月には、厚生労働省から「障がいのある学齢期の子どもの健全な育成を図る」という支援の根幹は共通であり、放課後等デイサービス事業所がその支援の質の向上のために留意しなければならない基本的事項も共通」という考えに基づき、「放課後等デイサービスガイドライン」が策定された。

しかし、ガイドライン策定後も、社会保障審議会障害者部会等においては、単なる居場所となっている事例や発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障がい児だけを集めている事例など障がい児本人にとって適切な支援がされていないケースがあるとの指摘もあり、改めて平成28年3月に国から留意事項が通知されたところである。

なお、大阪府では、この様な現状を踏まえ、既存の障がい児等療育支援事業を活用して、平成28年度から放課後等デイサービス事業所を対象とした、全体研修や個別の療育研修等の機関支援を重点的に実施することとした。

表2：指定事業所数の推移（各年度4月1日現在）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	対H25年度比	
					事業所数	率
府所管	132	224	319	451	319	342%
政令市	140	198	289	385	245	275%
大阪府計	272	422	608	836	564	307%

### 【課題の整理】

- 事業所自体の課題認識でも、「障がい種別・程度に応じた支援」「専門性を有する人材確保」「研修等による支援の質の確保」が多く、実地指導に加え、「放課後等デイサービスガイドライン」の周知徹底や研修機会の充実により、支援の質の向上を図る必要。
- 本事業を利用することにより、子ども自身の社会経験の幅が広がるよう、現状不十分である地域交流や関係機関連携を促進する取組みが必要。
- 特に「学校との緊密でスムーズな連携」を求める事業所が多いことから、各事業所や利用者の実情に応じた丁寧な連携方策を進めて行く必要。
- また、平成30年から施行される改正児童福祉法においては、都道府県及び市町村において「障がい児福祉計画」を定めるものとされ、さらに、「特定の通所支援事業者の指定において、障がい児福祉計画に定める量に達している場合等においては、知事

が指定申請について指定をしないことができる」と、サービス提供量の規制についても示されていることから、政省令の制定等、今後の国の動向を注視し、大阪府の方向性を検討することが必要。

### 論点③：支援学校の就労支援の充実について

#### **【現 状】**

キャリア教育については、作業学習や職場実習の事前事後指導、ビジネスマナー講座などを各学校で実施している。また、小学部（小学校）・中学部（中学校）・高等部を通じた系統的な職業教育プログラムを、企業や関連機関のニーズをふまえて作成している。

一方、卒業生の職場定着支援については、企業や就業・生活支援センター、福祉機関と連携して行っているが、学校の役割や範囲が不明確な状態で行っている状況であり、職場定着支援に関するネットワークの構築についてはまだ十分とは言えず、個別に支援している場合が多い。

また、「個別の移行支援計画」等は卒業と同時に本人・保護者のもとにわたり、そこから就労先にも伝わるようになってきているが、その活用については実態把握ができていない状況である。

このような中、生徒・保護者の離職に対する不安等から、就労移行支援施設などの福祉サービスの利用が高まっている。

#### **【課題の整理】**

- 卒業後を見据えた早期からのキャリア教育、職業教育のプログラムの確立について、卒業後の就労自立を見据え、企業や関連機関のニーズを反映した連続性、系統性のある早期（小学部〈小学校〉段階）からのキャリア教育プログラムの確立が必要。
- 就職後の職場定着支援の充実について、職場定着支援における各機関の役割分担を明確にし、その際のツールとしての「個別の移行支援計画」を活用し、相互補完的なチーム援助体制の構築が必要。
- 「個別の教育支援計画」「個別の移行支援計画」の活用。
- 高等部卒業時点での就職から就職後の職場定着支援への連続性のあるネットワークづくりについて、就職希望者を増加させるため、高等部卒業時に個別の定着支援ネットワーク体制を提示することが必要。